

## 自立促進援助金支給要綱

(昭和59年3月27日決定)

(最終改正 平成16年3月12日決定)

(目的)

**第1条** この要綱は、同和問題の解決を図ることを目的として、本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域の住民の自立を促進するため、当該住民に対する自立促進援助金（以下「援助金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

**第2条** 援助金は、京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則による廃止前の京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定による奨学金又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定による就学奨励金（以下「奨学金等」という。）の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、支給する。

(1) 高等学校又は高等専門学校の奨学金等の返還に係る援助金の支給を受けようとする者（以下「援助金申請者」という。）にあっては、市長が別に定める基準により算定した所得（以下「認定所得金額」という。）が、別表第1の左欄に掲げる世帯員数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額以下であること。

(2) 短期大学又は大学の奨学金等の返還に係る援助金申請者にあっては、認定所得金額が、別表第2の左欄に掲げる世帯員数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、援助金は、奨学金等の返還の債務を免除された者には、支給しない。

(支給申請)

**第3条** 援助金申請者は、自立促進援助金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 援助金申請者の世帯全員の住民票

(2) 援助金申請者及び援助金申請者と同一の世帯に属する者の所得を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定等)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る援助金を支給する旨の決定又は支給しない旨の決定をしたときは、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

(支給金額)

**第5条** 援助金は、援助金の支給を受ける者がその年度に返還すべき奨学金等の額(貸与を受けた奨学金等に係る返還金をいう。)の範囲内において市長が定める。

(援助金の支給)

**第6条** 援助金は年1回に限り支給する。

(支給の廃止)

**第6条の2** 市長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、援助金の支給を廃止する。

- (1) 援助金の支給の辞退があったとき。
- (2) 奨学金等の返還の債務が免除されたとき。

2 借受者は、援助金の支給を辞退しようとするときは、直ちに辞退届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(支給の変更及び取消し)

**第7条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、支給決定を取消し、若しくは支給額を変更し、又は既に支給した援助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により支給の決定を受けたとき。
- (2) 援助金の支給の目的に反した行為を行ったとき。
- (3) 援助金の支給を受けたにもかかわらず、奨学金等の返還を怠ったとき。

(専決)

**第8条** この要綱中、市長が処理することとしている事項のうち、高等学校又は高等専門学校への入学に際し通学用品等助成金及び就学奨励支度金の貸与を受けた者に関する部分については教育長が、その他の者に関する部分については文化市民局長が専決することができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、援助金の支給に関し必要な事項は、文化市民局長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（経過措置）

2 京都市地域改善対策大学奨学金等の貸与に関する規則の規定による奨学金及び通学用品等助成金の貸与を受けた者に対する自立促進援助金の支給については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成元年12月28日）

この要綱は、決定の日から施行する。

**附 則**（平成2年3月31日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月31日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年12月27日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 京都市地域改善対策奨学金等貸与規則の一部を改正する規則（平成11年2月4日規則第8号）による改正前の京都市地域改善対策奨学金等貸与規則の規定により奨学金及び通学用品等助成金の貸与を受けた者又は京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱の一部を改正する要綱（平成10年12月21日決定）による改正前の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱の規定により就学奨励金及び就学奨励支度金の貸与を受けた者は、この要綱による改正後の自立促進援助金支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項の借受者とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。

**附 則**（平成14年3月29日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月12日）

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱による改正後の自立促進援助金支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項及び第3条の規定は、平成16年4月1日以後に貸与

された奨学金等の返還に係る援助金について適用する。

(支給等の特例)

- 3 平成16年3月31日以前に貸与された奨学金等の返還に係る援助金については、改正後の要綱第2条第1項の規定にかかわらず、すべての援助金申請者に対して支給する。
- 4 前項の援助金の支給の申請に係る手続は、改正後の要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第4条の規定による通知は、行わないものとする。

別表第1 (第2条関係)

(単位：万円)

世帯員数	基準額
1 人	1 4 3
2 人	2 2 9
3 人	2 6 4
4 人	2 8 6
5 人	3 0 7
6 人	3 2 5
7 人	3 4 1
8人以上 1人増すごとに	1 6 加算

別表第2 (第2条関係)

(単位：万円)

世帯員数	基準額
1 人	1 7 8
2 人	2 8 2
3 人	3 2 8
4 人	3 5 5
5 人	3 8 2
6 人	4 0 2
7 人	4 2 2
8人以上 1人増すごとに	2 0 加算

## 自立促進援助金支給要綱新旧対照表

( の箇所が改正該当条文)

現 行 規 定	見直し後(改正該当条文のみ)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、同和問題の解決を図ることを目的として、本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域の住民の自立を促進するため、当該住民に対する自立促進援助金(以下「援助金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(支給資格)</p> <p>第2条 援助金は、京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定による奨学金又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定による就学奨励金(以下「奨学金等」という。)の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)のうち、その属する世帯の所得、就労等の生活実態から貸与を受けた奨学金等を返還することが困難であると市長が認められた者に対し、支給する。</p>	<p>(支給資格)</p> <p>第2条 援助金は、京都市地域改善対策奨学金貸与規則を廃止する規則による廃止前の京都市地域改善対策奨学金貸与規則の規定による奨学金又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱の規定による就学奨励金(以下「奨学金等」という。)の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、支給する。</p> <p>(1) 高等学校又は高等専門学校の奨学金等の返還に係る援助金の支給を受けようとする者(以下「援助金申請者」という。)にあっては、市長が別に定める基準により算定した所得(以下「認定所得金額」という。)が、別表第1の左欄に掲げる世帯員数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額以下であること。</p> <p>(2) 短期大学又は大学の奨学金等の返還に係る援助金申請者にあっては、認定所得金額が、別表第2の左欄に掲げる世帯員数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる基準額以下であること。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、援助金は、奨学金等の返還の債務を免除された者には、支給しない。</p>	
<p>(支給申請)</p> <p>第3条 援助金の支給を受けようとする者は、自立促進援助金支給申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(支給申請)</p> <p>第3条 援助金申請者は、自立促進援助金支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 援助金申請者の世帯全員の住民票</p> <p>(2) 援助金申請者及び援助金申請者と同一の世帯に属する者の所得を証する書類</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>(支給の決定等)</p> <p>第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る援助金を支給する旨の決定又は支給しない旨の決定をしたときは、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>(支給金額)</p> <p>第5条 援助金は、援助金の支給を受ける者がその年度に返</p>	

現 行 規 定	見直し後（改正該当条文のみ）
<p>還すべき奨学金等の額（貸与を受けた奨学金等に係る返還金をいう。）の範囲内において市長が定める。</p> <p>（援助金の支給）</p> <p>第6条 援助金は年1回に限り支給する。</p> <p>（支給の廃止）</p> <p>第6条の2 市長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、援助金の支給を廃止する。</p> <p>(1) 援助金の支給の辞退があったとき。</p> <p>(2) 奨学金等の返還の債務が免除されたとき。</p> <p>2 借受者は、援助金の支給を辞退しようとするときは、直ちに辞退届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（支給の変更及び取消し）</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、支給決定を取消し、若しくは支給額を変更し、又は既に支給した援助金の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により支給の決定を受けたとき。</p> <p>(2) 援助金の支給の目的に反した行為を行ったとき。</p> <p>(3) 援助金の支給を受けたにもかかわらず、奨学金等の返還を怠ったとき。</p> <p>（専 決）</p> <p>第8条 この要綱中、市長が処理することとしている事項のうち、高等学校又は高等専門学校への入学に際し通学用品等助成金及び就学奨励支度金の貸与を受けた者に関する部分については教育長が、その他の者に関する部分については文化市民局長が専決することができる。</p> <p>（その他）</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、援助金の支給に関し必要な事項は、文化市民局長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和63年3月31日）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 京都市地域改善対策大学奨学金等の貸与に関する規則の規定による奨学金及び通学用品等助成金の貸与を受けた者に対する自立促進援助金の支給については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則（平成元年12月28日）</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p>	

現 行 規 定	見直し後（改正該当条文のみ）
<p>附 則（平成2年3月31日） この要綱は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日） この要綱は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日） この要綱は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年12月27日） （施行期日） 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。</p> <p>（経過措置） 2 京都市地域改善対策奨学金等貸与規則の一部を改正する規則（平成11年2月4日規則第85号）による改正前の京都市地域改善対策奨学金等貸与規則の規定により奨学金及び通学用品等助成金の貸与を受けた者又は京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱の一部を改正する要綱（平成10年12月21日決定）による改正前の京都市地域改善対策就学奨励金等貸与要綱の規定により就学奨励金及び就学奨励支度金の貸与を受けた者は、この要綱による改正後の自立促進援助金支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項の借受者とみなして、改正後の要綱の規定を適用する。</p> <p>附 則（平成14年3月29日） この要綱は、平成14年4月1日から施行する。</p>	
	<p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>（適用区分） 2 この要綱による改正後の自立促進援助金支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第1項及び第3条の規定は、平成16年4月1日以後に貸与された奨学金等の返還に係る援助金について適用する。</p> <p>（支給等の特例） 3 平成16年3月31日以前に貸与された奨学金等の返還に係る援助金については、改正後の要綱第2条第1項の規定にかかわらず、すべての援助金申請者に対して支給する。</p> <p>4 前項の援助金の支給の申請に係る手続は、改正後の要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、第4条の規定による通知は、行わないものとする。</p>

現 行 規 定	見直し後（改正該当条文のみ）																																				
	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>（単位：万円）</p> <table border="1" data-bbox="847 360 1187 808"> <thead> <tr> <th>世帯員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>1 4 3</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>2 2 9</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>2 6 4</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>2 8 6</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>3 0 7</td> </tr> <tr> <td>6 人</td> <td>3 2 5</td> </tr> <tr> <td>7 人</td> <td>3 4 1</td> </tr> <tr> <td>8人以上 1人増すごとに</td> <td>1 6加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>（単位：万円）</p> <table border="1" data-bbox="847 981 1187 1429"> <thead> <tr> <th>世帯員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>1 7 8</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>2 8 2</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>3 2 8</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>3 5 5</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>3 8 2</td> </tr> <tr> <td>6 人</td> <td>4 0 2</td> </tr> <tr> <td>7 人</td> <td>4 2 2</td> </tr> <tr> <td>8人以上 1人増すごとに</td> <td>2 0加算</td> </tr> </tbody> </table>	世帯員数	基準額	1 人	1 4 3	2 人	2 2 9	3 人	2 6 4	4 人	2 8 6	5 人	3 0 7	6 人	3 2 5	7 人	3 4 1	8人以上 1人増すごとに	1 6加算	世帯員数	基準額	1 人	1 7 8	2 人	2 8 2	3 人	3 2 8	4 人	3 5 5	5 人	3 8 2	6 人	4 0 2	7 人	4 2 2	8人以上 1人増すごとに	2 0加算
	世帯員数	基準額																																			
	1 人	1 4 3																																			
	2 人	2 2 9																																			
	3 人	2 6 4																																			
	4 人	2 8 6																																			
	5 人	3 0 7																																			
	6 人	3 2 5																																			
	7 人	3 4 1																																			
	8人以上 1人増すごとに	1 6加算																																			
	世帯員数	基準額																																			
	1 人	1 7 8																																			
	2 人	2 8 2																																			
	3 人	3 2 8																																			
4 人	3 5 5																																				
5 人	3 8 2																																				
6 人	4 0 2																																				
7 人	4 2 2																																				
8人以上 1人増すごとに	2 0加算																																				